

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT2632856

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME

CONVEYING PARTY DATA

Name	Execution Date
MORI SEIKI CO., LTD.	09/17/2013

RECEIVING PARTY DATA

Name:	DMG MORI SEIKI CO., LTD.
Street Address:	106, KITAKORIYAMA-CHO
City:	YAMATOKORIYAMA-SHI, NARA
State/Country:	JAPAN

PROPERTY NUMBERS Total: 45

Property Type	Number
Application Number:	12498921
Application Number:	12604128
Application Number:	12645669
Application Number:	12769994
Application Number:	12821615
Application Number:	12900853
Application Number:	12950249
Application Number:	12950181
Application Number:	12960763
Application Number:	12942015
Application Number:	12971829
Application Number:	12967125
Application Number:	13079232
Application Number:	13179425
Application Number:	13188191
Application Number:	13184609

OP \$1800.00 12498921

Application Number:	13098704
Application Number:	13070870
Application Number:	13155698
Application Number:	13219932
Application Number:	13224307
Application Number:	13218671
Application Number:	13224236
Application Number:	13288846
Application Number:	13218776
Application Number:	13332267
Application Number:	13332261
Application Number:	13237324
Application Number:	13349783
Application Number:	13712958
Application Number:	13692236
Application Number:	13881104
Application Number:	13845981
Application Number:	13900048
Application Number:	13849186
Application Number:	13950254
Application Number:	13892809
Application Number:	13157656
Application Number:	13194324
Application Number:	13160829
Application Number:	13453109
Application Number:	13446709
Application Number:	13425991
Application Number:	13617539
Application Number:	13958109

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (703)413-2220
Phone: (703) 413-3000
Email: khudson@oblon.com

Correspondence will be sent via US Mail when the email attempt is unsuccessful.

Correspondent Name: OBLON, SPIVAK, ET AL.

Address Line 1: 1940 DUKE STREET
Address Line 4: ALEXANDRIA, VIRGINIA 22314

NAME OF SUBMITTER: KAREN L. HUDSON

Signature: /Karen L. Hudson/

Date: 12/02/2013

Total Attachments: 21
source=Mori Seiki#page1.tif
source=Mori Seiki#page2.tif
source=Mori Seiki#page3.tif
source=Mori Seiki#page4.tif
source=Mori Seiki#page5.tif
source=Mori Seiki#page6.tif
source=Mori Seiki#page7.tif
source=Mori Seiki#page8.tif
source=Mori Seiki#page9.tif
source=Mori Seiki#page10.tif
source=Mori Seiki#page11.tif
source=Mori Seiki#page12.tif
source=Mori Seiki#page13.tif
source=Mori Seiki#page14.tif
source=Mori Seiki#page15.tif
source=Mori Seiki#page16.tif
source=Mori Seiki#page17.tif
source=Mori Seiki#page18.tif
source=Mori Seiki#page19.tif
source=Mori Seiki#page20.tif
source=Mori Seiki#page21.tif

DECLARATION

I, Nobuo ARAKAWA, c/o Fukami Patent Office. p.c., Nakanoshima Central Tower, 2-7, Nakanoshima 2-chome, Kita-ku, Osaka-shi, Osaka, Japan, declare:

that I know well both the Japanese and English languages;

that to the best of my knowledge and belief the English translation attached hereto is a true and correct partial translation of Certificate of Commercial Register Containing All the Histories Recorded;

that all statements made of my own knowledge are true;

that all statements made on information and belief are believed to be true; and

that the statements are made with the knowledge that willful false statements and the like are punishable by fine or imprisonment, or both, under 18 USC 1001.

Dated: November 29, 2013


Nobuo ARAKAWA

**Partial English Translation of
Certificate of Commercial Register Containing All the Histories Recorded**

106, Kitakoriyama-cho, Yamatokoriyama-shi, Nara
DMG MORI SEIKI CO., LTD.
Reg. No. 1500-01-006212

Name of Company	<u>MORI SEIKI CO., LTD.</u>	
	DMG MORI SEIKI CO., LTD.	Changed on September 17, 2013
		Recorded on September 18, 2013
Head Office	106, Kitakoriyama-cho, Yamatokoriyama-shi, Nara	
Way of Public Notice	Should be done by electronic publication http://www.moriseiki.com/indexj.html In case of accident or unavoidable circumstances, however public notice shall be given in Nihon Keizai Shimbun.	
Date of Establishment of the Company	October 26, 1948	
Purposes	<u>(Omitted)</u>	
	1. Manufacturing, Selling and Repairing of Machineries	
	<u>(Omitted)</u>	
	Changed on June 17, 2013 Recorded on June 27, 2013	
The number of share unit	100 shares	
Total Shares to be Issued	<u>(Omitted)</u>	
	300,000,000 shares	Changed on June 17, 2013
		Recorded on June 27, 2013
	<u>(Omitted)</u>	
Amount of Capital Stocks	<u>(Omitted)</u>	
	Japanese Yen 41,132,607,817	Changed on December 28, 2009
		Recorded on January 6, 2010

Reference No. YA 442050

** The underlined descriptions are the cancelled items.*

106, Kitakoriyama-cho, Yamatokoriyama-shi, Nara
DMG MORI SEIKI CO., LTD.
Reg. No. 1500-01-006212

<u>(Omitted)</u>		
Board Members	<u>(Omitted)</u>	
	8-3, Hyakurakuen 2-chome, Nara-shi	Reappointed on June 17, 2013
	President Masahiko MORI	Recorded on June 27, 2013
	<u>(Omitted)</u>	
<u>(Omitted)</u>		
Matters relating to the Recordation	In accordance with the provisions of Supplementary Provision Article 3, Paragraph 2 of the Ministry of Justice Regulation No. 19 of 2005 Transferred and Recorded on August 25, 2005	

This is a document certified to be full effective information provided in the commercial register.

September 26, 2013

The Nara Legal Affairs Bureau

Registrar Yoshihito Kanzaki, Registrar (office seal)

履歴事項全部証明書

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
 DMG森精機株式会社
 会社法人等番号 1500-01-006212

商号	株式会社森精機製作所	
	DMG森精機株式会社	平成25年 9月17日変更
		平成25年 9月18日登記
本店	奈良県大和郡山市北郡山町106番地	
公告をする方法	電子公告の方法により行う。 http://www.moriseiki.com/indexj.html 但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	
会社成立の年月日	昭和23年10月26日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>機械製造、販売、並びに修理</u> 2. <u>自動車部品、金型部品、工作機械部品の製造、並びに販売</u> 3. <u>貨物自動車運送、並びに倉庫業</u> 4. <u>不動産の売買、賃貸借、仲介、管理</u> 5. <u>食堂、会議場の経営</u> 6. <u>情報の収集、処理、並びに提供サービス</u> 7. <u>金銭の貸付、並びに債務の保証</u> 8. <u>総合リース業</u> 9. <u>損害保険、並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u> 10. <u>生命保険の募集に関する業務</u> 11. <u>電気通信事業者の市外電話加入契約に関する募集業務</u> 12. <u>ホテル、旅館の経営</u> 13. <u>労働者派遣事業</u> 14. <u>古物営業法に基づく古物の販売</u> 15. <u>物品の販売</u> 16. <u>前各号に附帯又は関連する一切の事業</u> <p style="text-align: center;">平成21年 6月17日変更 平成21年 7月 1日登記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>機械製造、販売、並びに修理</u> 2. <u>自動車部品、金型部品、工作機械部品の製造、並びに販売</u> 3. <u>貨物自動車運送、並びに倉庫業</u> 4. <u>不動産の売買、賃貸借、仲介、管理</u> 5. <u>食堂、会議場の経営</u> 6. <u>情報の収集、処理、並びに提供サービス</u> 7. <u>金銭の貸付、並びに債務の保証</u> 8. <u>総合リース業</u> 9. <u>損害保険、並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u> 10. <u>生命保険の募集に関する業務</u> 11. <u>電気通信事業者の市外電話加入契約に関する募集業務</u> 	

	<p>12. <u>ホテル、旅館の経営</u> 13. <u>労働者派遣事業</u> 14. <u>古物営業法に基づく古物の販売</u> 15. <u>物品の販売</u> 16. <u>太陽光発電装置の輸入、販売、並びに設置及び電気工事</u> 17. <u>機械器具設置工事業</u> 18. <u>前各号に附帯又は関連する一切の事業</u> 平成22年 6月18日変更 平成22年 7月 2日登記</p>
	<p>1. <u>機械製造、販売、並びに修理</u> 2. <u>自動車部品、金型部品、工作機械部品の製造、並びに販売</u> 3. <u>貨物自動車運送、並びに倉庫業</u> 4. <u>不動産の売買、賃貸借、仲介、管理</u> 5. <u>食堂、会議場の経営</u> 6. <u>情報の収集、処理、並びに提供サービス</u> 7. <u>金銭の貸付、並びに債務の保証</u> 8. <u>総合リース業</u> 9. <u>損害保険、並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u> 10. <u>生命保険の募集に関する業務</u> 11. <u>電気通信事業者の市外電話加入契約に関する募集業務</u> 12. <u>ホテル、旅館の経営</u> 13. <u>労働者派遣事業</u> 14. <u>古物営業法に基づく古物の販売</u> 15. <u>物品の販売</u> 16. <u>太陽光発電装置の輸入、販売、並びに設置及び電気工事</u> 17. <u>機械器具設置工事業</u> 18. <u>省エネ機器及び再生可能エネルギー関連機器の製造、輸入、販売、並びに修理</u> 19. <u>前各号に附帯又は関連する一切の事業</u> 平成23年 6月14日変更 平成23年 6月27日登記</p>
	<p>1. <u>機械製造、販売、並びに修理</u> 2. <u>自動車部品、金型部品、工作機械部品の製造、並びに販売</u> 3. <u>貨物自動車運送、並びに倉庫業</u> 4. <u>不動産の売買、賃貸借、仲介、管理</u> 5. <u>食堂、会議場の経営</u> 6. <u>情報の収集、処理、並びに提供サービス</u> 7. <u>金銭の貸付、並びに債務の保証</u> 8. <u>総合リース業</u> 9. <u>損害保険、並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u> 10. <u>生命保険の募集に関する業務</u> 11. <u>電気通信事業者の市外電話加入契約に関する募集業務</u> 12. <u>ホテル、旅館の経営</u> 13. <u>労働者派遣事業</u> 14. <u>古物営業法に基づく古物の販売</u> 15. <u>物品の販売</u> 16. <u>太陽光発電装置の輸入、販売、並びに設置及び電気工事</u> 17. <u>機械器具設置工事業</u> 18. <u>省エネ機器及び再生可能エネルギー関連機器の製造、輸入、販売、並びに修理</u> 19. <u>医療機器の製造、輸入、販売、並びに修理</u></p>

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
 DMG森精機株式会社
 会社法人等番号 1500-01-006212

	20. 前各号に附帯又は関連する一切の事業 平成25年 6月17日変更	平成25年 6月27日登記
単元株式数	100株	
発行可能株式総数	1億5755万株	
	2億株	平成22年 6月18日変更 平成22年 7月 2日登記
	3億株	平成25年 6月17日変更 平成25年 6月27日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1億1567万5312株	平成21年12月 9日変更 平成21年12月24日登記
	発行済株式の総数 1億1847万5312株	平成21年12月28日変更 平成22年 1月 6日登記
資本金の額	金400億5919万9817円	平成21年12月 9日変更 平成21年12月24日登記
	金411億3260万7817円	平成21年12月28日変更 平成22年 1月 6日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 平成21年10月13日変更	平成21年10月15日登記
	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 6月16日変更	平成24年 6月28日登記

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
 DMG森精機株式会社
 会社法人等番号 1500-01-006212

役員に関する事項	取締役	<u>森 雅 彦</u>	平成21年 6月17日重任
			平成21年 7月 1日登記
	取締役	<u>森 雅 彦</u>	平成22年 6月18日重任
			平成22年 7月 2日登記
	取締役	<u>森 雅 彦</u>	平成23年 6月14日重任
			平成23年 6月27日登記
	取締役	<u>森 雅 彦</u>	平成24年 6月15日重任
			平成24年 6月28日登記
	取締役	<u>森 雅 彦</u>	平成25年 6月17日重任
			平成25年 6月27日登記
	取締役	<u>水 口 博</u>	平成21年 6月17日重任
			平成21年 7月 1日登記
	取締役	<u>水 口 博</u>	平成22年 6月18日重任
			平成22年 7月 2日登記
			平成23年 6月14日退任
		平成23年 6月27日登記	
取締役	<u>平 元 一 之</u>	平成21年 6月17日重任	
		平成21年 7月 1日登記	
取締役	<u>平 元 一 之</u>	平成22年 6月18日重任	
		平成22年 7月 2日登記	
取締役	<u>平 元 一 之</u>	平成23年 6月14日重任	
		平成23年 6月27日登記	
		平成23年 8月17日辞任	
		平成23年 8月23日登記	

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
 DMG森精機株式会社
 会社法人等番号 1500-01-006212

	取締役	<u>斎藤 豪</u>	平成21年 6月17日重任
			平成21年 7月 1日登記
	取締役	<u>斎藤 豪</u>	平成22年 6月18日重任
			平成22年 7月 2日登記
			平成23年 6月14日退任
	取締役	<u>玉井 宏明</u>	平成23年 6月27日登記
	取締役	<u>玉井 宏明</u>	平成21年 6月17日重任
			平成21年 7月 1日登記
	取締役	<u>玉井 宏明</u>	平成22年 6月18日重任
			平成22年 7月 2日登記
	取締役	<u>玉井 宏明</u>	平成23年 6月14日重任
			平成23年 6月27日登記
	取締役	<u>玉井 宏明</u>	平成24年 6月15日重任
			平成24年 6月28日登記
	取締役	<u>玉井 宏明</u>	平成25年 6月17日重任
			平成25年 6月27日登記
	取締役	<u>高山 直士</u>	平成21年 6月17日重任
			平成21年 7月 1日登記
	取締役	<u>高山 直士</u>	平成22年 6月18日重任
			平成22年 7月 2日登記
	取締役	<u>高山 直士</u>	平成23年 6月14日重任
			平成23年 6月27日登記
	取締役	<u>高山 直士</u>	平成24年 6月15日重任
			平成24年 6月28日登記
	取締役	<u>高山 直士</u>	平成25年 6月17日重任
			平成25年 6月27日登記

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
 DMG森精機株式会社
 会社法人等番号 1500-01-006212

	取締役	<u>近藤達生</u>	平成21年 6月17日就任
			平成21年 7月 1日登記
	取締役	<u>近藤達生</u>	平成22年 6月18日重任
			平成22年 7月 2日登記
	取締役	<u>近藤達生</u>	平成23年 6月14日重任
			平成23年 6月27日登記
	取締役	<u>近藤達生</u>	平成24年 6月15日重任
			平成24年 6月28日登記
	取締役	<u>近藤達生</u>	平成25年 6月17日重任
			平成25年 6月27日登記
	取締役	<u>佐藤壽雄</u>	平成23年 6月14日就任
			平成23年 6月27日登記
	取締役	<u>佐藤壽雄</u>	平成24年 6月15日重任
			平成24年 6月28日登記
	取締役	<u>佐藤壽雄</u>	平成25年 6月17日重任
			平成25年 6月27日登記
	奈良市百楽園二丁目8番3号 代表取締役	<u>森雅彦</u>	平成21年 6月17日重任
			平成21年 7月 1日登記
	奈良市百楽園二丁目8番3号 代表取締役	<u>森雅彦</u>	平成22年 6月18日重任
			平成22年 7月 2日登記
	奈良市百楽園二丁目8番3号 代表取締役	<u>森雅彦</u>	平成23年 6月14日重任
			平成23年 6月27日登記
	奈良市百楽園二丁目8番3号 代表取締役	<u>森雅彦</u>	平成24年 6月15日重任
			平成24年 6月28日登記
	奈良市百楽園二丁目8番3号 代表取締役	<u>森雅彦</u>	平成25年 6月17日重任
			平成25年 6月27日登記

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
 DMG森精機株式会社
 会社法人等番号 1500-01-006212

奈良県北葛城郡上牧町葛城台二丁目4番10号 代表取締役 <u>水口博</u>	平成21年 6月17日重任
	平成21年 7月 1日登記
奈良県北葛城郡上牧町葛城台二丁目4番10号 代表取締役 <u>水口博</u>	平成22年 6月18日重任
	平成22年 7月 2日登記
	平成23年 6月14日退任
	平成23年 6月27日登記
名古屋市千種区新池町一丁目24番地の7 代表取締役 <u>近藤達生</u>	平成23年 6月14日就任
	平成23年 6月27日登記
名古屋市千種区新池町一丁目24番地の7 代表取締役 <u>近藤達生</u>	平成24年 6月15日重任
	平成24年 6月28日登記
名古屋市千種区新池町一丁目24番地の7 代表取締役 <u>近藤達生</u>	平成25年 6月17日重任
	平成25年 6月27日登記
監査役 <u>影山康二</u>	平成19年 6月28日重任
	平成19年 7月11日登記
	平成23年 6月14日退任
	平成23年 6月27日登記
監査役 <u>前堀克彦</u> (社外監査役)	平成19年 6月28日重任
	平成19年 7月11日登記
	平成23年 6月14日退任
	平成23年 6月27日登記
監査役 <u>野一色靖夫</u> (社外監査役)	平成19年 6月28日重任
	平成19年 7月11日登記
	平成23年 6月14日退任
	平成23年 6月27日登記
監査役 <u>加藤由人</u> (社外監査役)	平成22年 6月18日就任
	平成22年 7月 2日登記

	監査役 内ヶ崎守邦	平成23年 6月14日就任 平成23年 6月27日登記
	監査役 栗山道義 (社外監査役)	平成23年 6月14日就任 平成23年 6月27日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成21年 6月17日重任 平成21年 7月 1日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成22年 6月18日重任 平成22年 7月 2日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成23年 6月14日重任 平成23年 6月27日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成24年 6月15日重任 平成24年 6月28日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成25年 6月17日重任 平成25年 6月27日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 平成18年 6月29日設定 平成18年 7月13日登記	
新株予約権	2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権 新株予約権の数 新株予約権の数11,500個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円を除いた個数の合計数。 新株予約権の数9333個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円を除いた個数の合計数。 平成18年 3月31日変更 平成18年 4月13日登記 新株予約権の数9331個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円を除いた個数の合計数。 平成18年 4月30日変更 平成18年 5月15日登記	

新株予約権の数9127個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することができる代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数。

平成19年 1月31日変更 平成19年 2月 9日登記

新株予約権の数6420個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することができる代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数。

平成19年 2月28日変更 平成19年 3月13日登記

新株予約権の数3920個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することができる代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数。

平成19年 3月31日変更 平成19年 4月13日登記

新株予約権の数3868個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することができる代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数。

平成19年 6月30日変更 平成19年 7月11日登記

新株予約権の数3643個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することができる代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数。

平成19年 7月31日変更 平成19年 8月 9日登記

新株予約権の数3548個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することができる代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数。

平成19年 8月31日変更 平成19年 9月12日登記

新株予約権の数2583個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することができる代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数。

平成19年 9月30日変更 平成19年10月12日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を当初、金1377円の転換価額で除した数とする。

但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、当社は商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を、金1366円30銭の転換価額で除した数とする。

但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、当社は商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

平成18年 4月 1日変更 平成18年 7月13日登記

	<p>各新株予約権の発行価額 無償とする。</p> <p>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額</p> <p>(イ) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>(ロ) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当りの額(転換価額)は、当初、金1377円とする。</p> <p>(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。</p> $\frac{\text{発行又は} \quad 1 \text{株当りの発行} \quad \text{処分株式数} \times \text{又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \quad \text{時価}}$ <p>調整後 調整前</p> $\text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ <p>また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。</p> <p>(各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法)</p> <p>(イ) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>(ロ) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当りの額(転換価額)は、当初、金1377円とする。</p> <p>(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。</p> $\frac{\text{発行又は} \quad 1 \text{株当りの発行} \quad \text{処分株式数} \times \text{又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \quad \text{時価}}$ <p>調整後 調整前</p> $\text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ <p>また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。</p> <p>(金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額)</p> <p>新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。</p> <p>平成18年 5月 1日変更 平成18年 5月15日登記</p> <p>(各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法)</p> <p>(イ) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>(ロ) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当りの額(転換価額)</p>
--	--

	<p>は、金1366円30銭とする。</p> <p>(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。</p> $\frac{\text{発行又は} \quad 1 \text{株当りの発行}}{\text{処分株式数} \times \text{又は処分価額}} \times \text{既発行株式数} + \text{時価}$ <p>調整後 調整前</p> $\text{転換価額} = \frac{\text{転換価額} \times (\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数})}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ <p>また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。</p> <p>(金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額)</p> <p>新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。</p> <p style="text-align: right;">平成18年 7月13日更正</p> <p><u>新株予約権を行使することができる期間</u> 2005年6月27日から2012年5月29日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。</p> <p>但し、当社の選択による本社債の繰上償還（①130%コールオプション条項による繰上償還、②税制変更による繰上償還、③当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還）の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還通知書が本新株予約権付社債発行要項に定める、支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、本社債の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2012年5月29日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。</p> <p><u>新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）</u> 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p><u>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</u> 消却事由は定めない。</p> <p>(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件) 取得事由は定めない。</p> <p style="text-align: right;">平成18年 5月 1日変更 平成18年 5月15日登記</p> <hr/> <p>平成24年5月30日新株予約権行使期間満了</p> <p style="text-align: right;">平成24年 6月12日登記</p> <hr/> <p><u>第3回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> 2万7980個</p> <p>なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする</p>
--	---

る。また、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権に対する付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 279万8000株

なお、付与株式数が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金12万5900円（1株当たり払込金額 金1259円）

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日から平成22年6月30日まで。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

(1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

また、当社外部コンサルタントに付与された新株予約権を行使する際には、当該コンサルタントと当社との契約が継続していることを要する。

(2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、(4)に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。

(4) このほかの条件は、株主総会決議および取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

(1) 当社が合併により消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、または当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書、または株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、新株予約権を無償で消却することができる。

	<p>(2) 新株予約権者が権利行使をする前に上記新株予約権の行使の条件(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。 (会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。 平成18年 5月 1日変更 平成18年 5月15日登記</p>
	<p>平成22年7月1日行使期間満了 平成22年 7月 2日登記</p>
	<p>第5回新株予約権 新株予約権の数 4万1550個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株、ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の規定により株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。) 1万2595個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株、ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の規定により株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。) 平成23年 3月30日変更 平成23年 4月 7日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式415万5000株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ 当社普通株式125万9500株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ 平成23年 3月30日変更 平成23年 4月 7日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権については、金銭の払い込みを要しないものとする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払い込み金額(以下「行使価額」という)に、「新株予約権の数」に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。 1株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における大阪証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。 ただし、その価額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。 なお、新株予約権割当後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上</p>

	<p>げる。</p> $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{新株式発行前の時価}}{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}}$ <p>また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>既発行株式数 + $\frac{\text{調整前払込金額} \times \text{新株式発行前の時価}}{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}$</p> <p>調整後 調整前 払込金額 = 払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成22年7月1日から平成25年6月30日まで。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合のほか、定年退職、定年再雇用制度による再雇用者においては、労働契約書に定めた再雇用期間満了による退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。</p> <p>(3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、(4)に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>(4) このほかの条件は、株主総会の決議及び取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>(1) 当社が合併により消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、または当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書、または株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。</p>
	<p>平成20年 9月17日発行 平成20年10月 1日登記</p> <p>平成25年7月1日行使期間満了 平成25年 7月 1日登記</p>
<p>第6回新株予約権 新株予約権の数 2万2500個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株、ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の規定に</p>	

より株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
 2500個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株、ただし、
 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の規定により
 株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成23年 3月30日変更 平成23年 4月 7日登記
 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式225万株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

当社普通株式25万株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

平成23年 3月30日変更 平成23年 4月 7日登記
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
 本新株予約権については、金銭の払い込みを要しないものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払い込み金額(以下「行使価額」という)に、「新株予約権の数」に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における大阪証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額=調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後 調整前
 払込金額=払込金額× $\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月1日から平成26年6月30日まで。

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは執行役員を任期満了により退任した場合のほか、定年退職、定年再雇用制度による再雇用者においては、労働契約書に定めた再雇用期間満了による退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、(4)に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
- (4) このほかの条件は、株主総会の決議及び取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が合併により消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書、又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

平成21年	6月26日発行
平成21年	7月1日登記

第7回新株予約権

新株予約権の数

8300個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株、ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の規定により株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式83万株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権については、金銭の払い込みを要しないものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払い込み金額（以下「行使価額」という。）に、「新株予約権の数」に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じ

た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
 ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。
 なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{新株式発行前の時価}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株式発行前の時価}}$$

新株予約権を行使することができる期間
 平成24年7月1日から平成27年6月30日まで。

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは執行役員を任期満了により退任した場合のほか、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、(4)に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
- (4) このほかの条件は、株主総会の決議及び取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が合併により消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書、又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

平成22年 6月28日発行

平成22年 7月 2日登記

平成23年3月30日新株予約権全部消却

平成23年 4月 7日登記

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
 DMG森精機株式会社
 会社法人等番号 1500-01-006212

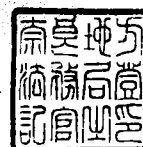
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年5月15日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年5月15日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年8月25日移記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成25年 9月26日

奈良地方法務局
 登記官

神 崎 嘉 人



整理番号 ヤ442050

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

18/18

PATENT